

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「意見」の措置状況一覧（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
76	第3 包括外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (3) 結果及び意見 ① 水道事業について 【意見1】 水道料金については、経営戦略、アセットマネジメントを反映した料金水準及び料金体系を検討することが望ましい。 奈良市における水道料金については、平成11年以降改定は行われていない。これは単年度決算において赤字の発生がないためである。しかしながら、本来、上述のPDCAサイクルに従った経営計画の検証を行うとともに、アセットマネジメントを適切に考慮した料金水準及び料金体系を検討することが、真に公営企業として事業を継続していく上で不可欠であると考えられる。また、それら検討がなければ、水道料金に関する住民、議会への説得力のある説明が困難になると思われる。 平成27年2月には、(社)日本水道協会は水道料金算定要領を改定し、適正な資産を維持するために資産維持費の考え方を具体化するなど、今後の水道料金制度のあり方に対する考え方を示している。これらの点を踏まえ、経営戦略、アセットマネジメントを反映した適切な料金水準及び料金体系を検討することが望ましい。	経営企画課	措置済	令和6年11月に、経営戦略と統合して改訂した「奈良市水道事業中長期計画（R6改訂）VISION2031」を奈良市企業局ホームページ上で公表しました。 本計画は、長期的な視点から事業運営の安定化を目指し、料金水準及び料金体系について、施設更新・維持管理費用の確保や将来の財政見通しも踏まえて検討し、策定いたしました。 今後も料金改定にあたっては、「水道料金算定要領」の考え方を踏まえ、適正な料金水準及び料金体系の検討をまいります。	令和8年6月30日現在
77	第3 包括外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (3) 結果及び意見 ② 下水道事業について 【意見2】 下水道使用料については、経営戦略、ストックマネジメントを反映した上で、長期的な視点から料金設定することが望ましい。 令和2年5月に下水道使用料が改定され、総額約20%の値上げが実施されたが、値上げ幅については、令和3年度から令和7年度までの収支均衡を目指して決定されているのみである。すなわち、将来の公営企業としての持続可能性を考慮した長期的な経営戦略、又はストックマネジメントを反映した料金水準とはなっておらず、現状、近視眼的な経営となっていると言わざるを得ない。また、水道事業同様、下水道使用料に関する住民、議会への説得力のある説明が困難になるとともに、事業遂行に必要な収支予算、投資予算が把握できず、必要となる資金を獲得できなくなるおそれがある。 平成29年3月には、(社)日本下水道協会は「下水道使用料算定の基本的考え方」を発刊し、適正な資産を維持するために資産維持費の考え方を具体化するなど、今後の下水道使用料制度のあり方に対する考え方を示している。水道事業と同様に、下水道事業においても、経営戦略の策定、精緻化と合わせて、使用料水準及び使用料体系の検討が望まれる。	経営企画課	措置済	令和7年度には、令和3年度に策定したストックマネジメント計画で示された内容を反映させた下水道事業の経営戦略を策定しました。 本計画は、長期的な視点から事業運営の安定化を目指し、使用料水準及び使用料体系について、施設更新・維持管理費用の確保や将来の財政見通しも踏まえて検討し、策定いたしました。 今後も使用料改定にあたっては、「下水道使用料算定の基本的考え方」を踏まえ、適正な使用料水準及び使用料体系の検討をまいります。	令和8年6月30日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「意見」の措置状況一覧（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
93	第3 包括外部監査の結果及び意見 3 決算 （3）個別の会計処理 ① 一般会計からの繰入に関する処理について （イ）結果及び意見 【意見3】 一般会計から下水道事業に対する繰出金額について、毎事業年度、見直しを行うことが望ましい。 奈良市の一般会計から下水道事業に対する平成26年度から令和元年度までの毎年の繰出金額については、平成25年11月26日に行われた全員協議会で示された財政収支見通しの額とされている。当該見通しは、当時の総務省基準に基づき基準内繰出金を算出している。しかし、総務省基準は定期的に更新され、財政収支見通しと実績も一致しないことから、それぞれの年度で総務省基準に基づいて算出した繰出金額と実際の繰出金額に乖離が生じている。全員協議会で決定した毎事業年度の繰出金額については、その時点での将来の見通しを基に算出したものに過ぎないことから、実態に応じて見直していくことが望まれる。	経営企画課	措置済	一般会計から下水道事業に対する繰出金については、定期的に更新される総務省基準も考慮した上で毎年度決定するよう見直しを図りました。	令和7年5月31日現在
113	第3 包括外部監査の結果及び意見 4 収入・債権管理 （3）未収額の状況 ① 未収額の状況 （イ）結果及び意見 【意見4】 下水道使用料の滞納者に対する財産調査を実施することが望ましい。 下水道使用料の債権は強制徴収公債権（地方自治法第231条の3第3項）であり、地方税法による滞納処分を行うことが可能で、財産の差押えをすることとされている。また、水道料金のような私債権についても、債務者に納付能力があるにもかかわらず、納付交渉に応じない場合や納付交渉に進展が見込めない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2により、強制執行手続等の法的手続を採る必要がある。 いずれも、債務者に納付能力があるかを判断する財産調査を行うことが前提であるが、強制徴収公債権である下水道使用料については、滞納処分の一環として債務者の勤務先や取引先等といった関係先に対して調査を行うとともに、市町村や税務署等の機関に対して資料の閲覧や提供を求めることができる。他方、私債権である水道料金については、財産調査を実施するための根拠法令がないため、任意調査として行うことになる。この場合、調査依頼先の協力が前提となることから、債務者より調査に同意する旨の同意書を徴取しておき、調査依頼先に対して当該同意書を同封することが円滑な調査の実施には重要となる。 しかし、現状は下水道使用料に係る債権、水道料金に係る債権のいずれについても財産調査、財産の差押え、強制執行手続等の法的手続を採った実績はない。前述のいずれも実施しないまま、時効到来後に水道料金に係る債権についても債権放棄し、下水道使用料に係る債権と一緒に不納欠損処分を行っている。本来、債権放棄する前提として債務者に納付能力がないことは確認しておくべきであるし、強制徴収公債権である下水道使用料については、滞納処分の一環として職務権限にて財産調査を行うことが可能であるにもかかわらず実施していない。これは、奈良市企業局では下水道使用料と水道料金に係る滞納債権を一括して徴収管理しており下水道使用料単独での滞納処分は実施していないため、下水道使用料に係る職務権限で財産調査を行った場合、当該調査で入手した情報を私債権である水道料金の徴収に利用することは、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の守秘義務違反のおそれがあるためと思われる。結果として、強制徴収公債権である下水道使用料についても財産調査を行っておらず、私債権である水道料金と同一の徴収管理となっている。 奈良市企業局では下水道使用料及び水道料金の収納業務をヴェオリア・ジェネッツ(株)に外部委託しており、債権全体での収納率で委託先を管理する方法を採っていることから、滞納期間が長期にわたっている債権がどのくらいあるのか、滞納額が高額となる債務者がどれくらいいるのかなどを個々には把握していない。その結果として、現状では債権管理の規程としては奈良市債権管理条例があるのみで、どのような場合に財産調査を実施するのか、財産調査に当たりどのような場合に同意書の入手が必要になるのか、など滞納処分に係る詳細な手続規程は策定されていない。滞納処分に係る詳細な手続規程を定めるとともに、滞納期間が長期に渡り、滞納額が高額となっている債務者については個別に把握し、適宜財産調査を実施していく必要がある。 （表省略）	経営企画課	措置しない（見解の相違）	水道料金と下水道使用料は、毎月同時に納入通知書又は口座振替によって請求しており、原則的に下水道使用料のみの滞納者は存在しません。私債権である水道料金については、水道法に強制徴収に関する規定がなく、下水道使用料の滞納による財産調査を実施しても、現実的に強制徴収を行うことは困難であるため財産調査は実施していませんが、水道料金については、長期で滞納した場合の措置として奈良市水道事業給水条例第40条第1項第2号に基づく停水処分による支払の督促で下水道使用料も合わせて徴収を行っております。未収債権の大半は、滞納したまま市外へ転出し、追跡不能となった滞納者であり、金額ベースでみた過年度分調定収納率は99%を超えていることから、財産調査をしていないことによる実損は無いと判断しております。	令和3年9月30日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「意見」の措置状況一覧（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
120	第3 包括外部監査の結果及び意見 4 収入・債権管理 （3）未収額の状況 ② 貸倒引当金について （イ）結果及び意見 【意見5】 貸倒引当金の計算基準に係る規程が未整備となっているため、整備することが望ましい。 奈良市企業局では「奈良市企業局会計規程第100条」に「貸倒引当金の計上は貸倒実績率等による回収不能見込み額とする。」という規定があるが、現状は具体的な計算方法についてのマニュアルや規程がない。 奈良市企業局では債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権というように回収可能性に応じた債権の分離は行っておらず、途中で破産した使用者に対する債権は別として、給水未収金、下水道使用料未収金ともに調定を行った年度から5年が経過すると時効として不納欠損処分をしている。そのため、調定年度別の給水未収金、下水道使用料未収金残高のうち、5年経過後に不納欠損処分した実績金額の比率で貸倒実績率を算定し、直近3年間の貸倒実績率の平均を当年度末の貸倒実績率としている。また、貸倒引当金残高は決算年度から過去6年間の各年度に調定した未収金残高に対して、前述で算定した貸倒実績率を乗じた金額の合計として算定している。貸倒引当金の計算過程には、貸倒実績率の算定や、各調定年度別の未収金残高に対する貸倒見積額の算定など、いくつかの段階があり、それぞれに奈良市企業局内でルールを決めて計算を行っている。しかし、貸倒実績率や貸倒引当金の算定方法のルールを具体的に規定した文書がないため、担当者の交代などにより正しい算定方法が不明となるリスクがある。 貸倒実績率や貸倒引当金の算定方法を定めた規程を策定することが望ましい。	経営企画課	措置済	平成26年度以降の都祁・月ヶ瀬の年度末現年度未収額は、企業局で把握しておりますが、それ以前の年度の年度末現年度未収額が不明であることから独自ルールで貸倒実績率（欠損率）の算出を行い、貸倒引当金の算出を行っております。包括外部監査による意見から実態に即した額の算定のため、直近3年の平均欠損率が算出できるまでは、最も古い平成26年度の欠損率を使用するものとし、次のように都祁・月ヶ瀬それぞれ同地域の欠損率で貸倒引当金を算出しました。 ・令和2年度末は平成26年度欠損率 ・令和3年度末は平成26年度及び27年度の2年度の平均値 ・令和4年度末は平成26年度から平成28年度までの3年度の平均値 ・令和5年度末は平成27年度から平成29年度までの3年度の平均値 なお、規程は整備しませんが、貸倒引当金の計上についてはマニュアル化し、整備しました。	令和3年9月30日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「意見」の措置状況一覧（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
120	第3 包括外部監査の結果及び意見 4 収入・債権管理 （3）未収額の状況 ② 貸倒引当金について （イ）結果及び意見 【意見6】 下水道使用料未収金に係る貸倒引当金計上額が実態と乖離している。実態に即した計算方法に改めることが望ましい。 給水未収金及び下水道使用料未収金に係る貸倒引当金は、各調定年度別の未収金残高に対し、5年後の不納欠損処分額を見積もった金額の合計として計算される仕組みとなっている。当該年度に調定した下水道使用料に係る下水道使用料未収金の年度末残高のうち、大部分は3月に調定して翌年度の4月に使用者に請求するものであり翌年度中に大部分が回収される。そして、過年度調定分で翌年度以降も未収納で残っている未収金の収納率が大幅に低下することを鑑みると、年度末における下水道使用料未収金残高に対する貸倒見積額は、実質的には年度末の過年度調定分の下水道使用料未収金残高に近似すると考えられる。 しかし、令和元年度における下水道使用料未収金に係る貸倒引当金計上額は25,115,589円であるのに対し、令和元年度末時点での平成30年度以前調定分の下水道使用料未収金残高は11,020,687円であり、乖離が生じている。 これは、奈良市企業局では水道料金と下水道使用料を一括して請求しているため、一旦下水道使用料も水道事業会計の口座に入金される仕組みであることに起因している。すなわち、令和2年3月の下水道使用料の収納金は3月末時点では水道事業会計で入金処理され、決算書上は下水道事業会計からの預り金として処理されている。下水道事業会計では、3月分の収納金は実質的には入金されているものの、決算書上は下水道使用料未収金のまま残っている。下水道使用料未収金に係る貸倒引当金は決算書上の下水道使用料未収金の金額を基に算定されているため、3月の収納金に対して算出された引当金額だけ、過大に計上されていることになる。下水道使用料未収金に係る貸倒引当金の計算方法について、見直すことが望ましい。	経営企画課	措置済	水道料金と下水道使用料は、一括請求していることから下水道使用料は一旦水道事業会計の口座に入金されて預かり金として計上し、翌月下水道事業会計に入金する仕組みとなっております。このことによって直近年度の3月分の収入額を計上できない状態（3月分全額が未収金扱い）で貸倒引当金を算出していましたが、過大に計上されているとの意見を受け、次のように算出することとしました。 ・不納欠損処分の直近3年度分(平成24年度から平成26年度まで)の欠損率の平均(A)を算出 ・各年度(平成27年度から令和元年度まで)5月末の未収金に(A)を掛けて欠損予定額を算出 ・欠損予定額を3月末の未収金で割って3月末率を算出 ・直近の3年度(平成29年度から令和元年度まで)の3月末率を平均し、率(B)を算出 ・(B)を直近年度(令和2年度)の3月末の未収金に掛けて欠損予定額を算出	令和3年9月30日現在
130	第3 包括外部監査の結果及び意見 5 契約事務 （2）契約事務に関する調査並びに結果及び意見 ② 結果及び意見 【意見7】 随意契約を行う場合にも、見積書を徴取する以上は、作業別工数、工数単価、諸経費などの内訳を事業者に依頼し、価格の妥当性について検討することが望ましい。 以下の契約について、全てシステムの開発者との契約であるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さない」に基づき随意契約を行っている。 (表省略) 奈良市企業局としては、予算策定時に業務内容をシステム開発者にヒアリングし、奈良市企業局で独自に対応可能な部分については、委託内容から外すなどの対応により費用削減を図っている。 しかし、それらの協議は口頭で行われ、徴取した見積書には作業別工数、工数単価、諸経費などの内訳が明記されていなかった。情報システムの改変に関する委託契約については、システム開発業者と随意契約をせざるを得ないが、その際にも内訳等を入力し、他の委託案件との比較等により価格の妥当性を検証することが望ましい。	企業総務課	措置済	事業者から見積書を徴取する場合は内訳が記載されたものを徴取するとともに、その内訳については過去の類似案件や他の案件と比較等を行い、価格等の妥当性を検証した上で契約するようにしました。	令和3年9月30日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「意見」の措置状況一覧（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
130	第3 包括外部監査の結果及び意見 5 契約事務 （2）契約事務に関する調査並びに結果及び意見 ② 結果及び意見 【意見8】 6号随意契約の理由である優位性についての確認を十分に実施することが望ましい。 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に基づき、令和元年度に随意契約を行ったケースがある。本委託業務は数十年に一度の頻度で発生する特殊な案件であり、そもそも当該業務を請け負うことができる業者が限られている中、過去に受注実績のない業者は初期調査に時間とコストがかかること、対象地域が商業地区で工期の短縮が必要であることが随意契約の理由とされている。 入札参加者等審査会では、「既存資料及びデータ等の利用が可能であるため早期の検証並びに費用の軽減を図ることが出来る」と確認するのみで、具体的にどの程度の工期の短縮や価格の優位性があるのかについて検討がなされていなかった。 少なくとも、他の業者から見積を徴取し、他の業者に比べてどの程度の優位性があるのかどうかを検討し記録することで、客観的かつ事後的に検証可能なものとするのが望まれる。また、本ケースでは、業務を行うことができる契約先が唯一ではないものの、工期や価格等を考慮すると、契約先以外に委託するのは現実的な判断ではないことが明らかであった。したがって、事後的に6号随意契約の理由を検証できるよう、当該判断過程も詳細に記録を残すことが適切である。	企業総務課	措置済	6号随意契約を実施する場合は、費用等の効果を算定し実施（施工）起案に、工期の短縮の程度や価格の優位性について検証した資料として「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に基づく随意契約に係る費用等削減効果」を添付することとした。 また、奈良市企業局入札参加者等審査会の対象となる案件については「入札参加者等選定審査会資料」の「備考」欄に費用等の効果の算定結果を記載することとした。 水道計画課で検証した結果、優位性について確認することができた。	令和3年9月30日現在
134	第3 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 （1）固定資産管理 ② 固定資産台帳の整備及び運用状況について （ア）固定資産台帳について 【意見9】 多数の固定資産について、固定資産台帳の所在地が未登録となっているため、登録することが望ましい。 以下のとおり、多数の固定資産について、固定資産台帳の所在地が未登録となっている。これでは、固定資産の現物の保管場所が分からず、固定資産の紛失や、現物を特定する際の障害となる可能性がある。固定資産台帳の所在地について、登録することを検討することが望ましい。 （表省略）	企業出納課	措置済	令和2年度決算分から、新設された送配水管及び管渠については、所在地を固定資産システムへ入力しました。	令和3年9月30日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「意見」の措置状況一覧（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
136	第3 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 （1）固定資産管理 ② 固定資産台帳の整備及び運用状況について （ウ）水道管の管理について 【意見10】 <u>固定資産台帳とマッピングシステムの連携を検討することが望ましい。</u> 水道管は、金額情報を把握する固定資産台帳と、配管状況を把握するマッピングシステムによって管理している。現在、両者は別々の目的で運用されているため連携していないが、水道管を適切に管理するためには、連携させることを検討することが望ましい。すなわち、固定資産台帳では配管状況に関する詳細な情報は登録されていないため、除却時にどの水道管を除却処理すべきか明確化できない可能性がある。一方、マッピングシステムでは、現物の除却処理を正確に配管状況に反映させることが可能であるが、当然ながら金額情報は持ち合わせていない。両者のデータを連携し、金額情報と配管状況を整合させることで、会計処理の精度を高めるとともに、将来の更新投資推計に活用可能な情報を入手することができると考えられる。 両者のデータを連携させるために、今後取得する水道管については、例えば以下のいずれかの方法を検討することが望ましい。 ・取得時に、マッピングシステムに固定資産台帳の整理Noを記載する。 ・固定資産台帳にマッピングシステムの図面番号を記載する。	企業出納課（水道計画課・水道工務課）	措置済	令和3年8月から、工事施工担当課及びマッピングシステム担当課並びに固定資産システムの担当である企業出納課で連携に向けた打合せを開始しました。令和4年度分からのマッピングシステムデータを固定資産システムに入力することにより両システムを連携しました。	令和5年1月31日現在
138	第3 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 （1）固定資産管理 ② 固定資産台帳の整備及び運用状況について （エ）下水道管の管理について 【意見11】 <u>固定資産台帳と下水道管理台帳システムの連携を検討することが望ましい。</u> 下水道管は、金額情報を把握する固定資産台帳と、配管状況を把握する下水道管理台帳システムによって管理している。現在、両者は別々の目的で運用されているため連携していないが、下水道管を適切に管理するためには、連携させることを検討することが望ましい。すなわち、固定資産台帳では配管状況に関する詳細な情報は登録されていないため、除却時にどの下水道管を除却処理すべきか明確化できない可能性がある。一方、下水道管理台帳システムでは、現物の除却処理を正確に配管状況に反映させることが可能であるが、当然ながら金額情報は持ち合わせていない。両者のデータを連携し、金額情報と配管状況を整合させることで、会計処理の精度を高めるとともに、将来の更新投資推計に活用可能な情報を入手することができると考えられる。 両者のデータを連携させるために、今後取得する下水道管については、例えば以下のいずれかの方法を検討することが望ましい。 ・取得時に、下水道管理台帳システムに固定資産台帳の整理Noを記載する。 ・固定資産台帳に下水道管理台帳システムの管路番号を記載する。	企業出納課（下水道事業課）	措置済	令和3年8月から、下水道事業課と固定資産システムの担当である企業出納課で連携に向けた打合せを開始しました。令和4年度分から下水道管理台帳システムデータを固定資産システムデータに入力することにより両システムを連携しました。	令和5年1月31日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「意見」の措置状況一覧（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
146	第3 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 （1）固定資産管理 ④ 管理及び処分 （イ）行政財産と普通財産 【意見12】 <u>遊休資産の調査範囲に行政財産を含めることが望ましい。</u> 奈良市企業局は遊休資産の範囲を、施設等を撤去して以後新たな用途の無い土地（すなわち普通財産）のみであると整理している。そして、行政財産は公用又は公共用に供している資産と判断し、遊休資産は存在しないと判断している。地方公営企業会計基準では、遊休資産とは地方公営企業の活動にほとんど使用されていない状態、すなわち遊休状態にある資産のことをいうことから、確かに、行政財産は一義的には遊休資産に該当しないように思われる。しかし、普通財産は貸付・交換・売払い等して奈良市企業局の行政に貢献することを目的として保有するものであり、遊休状態の資産のうち一部のものしか該当しない。したがって、遊休状態であっても奈良市企業局の行政に貢献しないものは行政財産として整理せざるを得ないことから、行政財産の中にも遊休資産は存在し得ることを意味している。 例えば、監査人が現物を確認した以下の行政財産については、現在は稼働を停止し、遊休状態にあると思われる。 （表省略） このように、行政財産にも遊休資産が存在する可能性を考慮し、遊休資産の調査対象範囲を行政財産にも拡大させることが望まれる。また、【結果13】に記載の現物確認手続の際に、遊休資産の調査を合わせて実施することが有効と考えられる。	企業出納課	措置済	令和3年度の固定資産の現物確認時に、併せて行政財産についても遊休資産の調査を行いました。	令和3年9月30日現在
147	第3 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 （1）固定資産管理 ④ 管理及び処分 （イ）行政財産と普通財産 【意見13】 <u>普通財産について、一部、有効活用が困難な資産があり、売却等を検討して必要な対策を取ることが望ましい。</u> 奈良市企業局が保有する普通財産について、上記普通財産明細書のうち、「旧送水管路用地（木津浄水場～市坂中継ポンプ所）4,255,950円」については売却予定があるが、それ以外は、一部は自治会に無償貸与している以外は有効活用が困難であり、かつ、売却の目的が立っていない。 これらの資産についても維持管理コストが発生していることから、積極的に売却等を検討し、必要な対策を取ることが望ましい。なお、売却の準備として境界の調査等には着手しているとのことであり、さらに売却に向けた取組を進めることが望ましい。	企業出納課	措置済	売却の可能性のある普通財産を検討した結果、令和4年度に普通財産（3号斜坑）用地の売却を完了し、また、令和5年度に普通財産（旧北村変電所）用地を売却するため、鑑定手数料等の予算を計上しました。	令和5年1月31日現在

令和２年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「意見」の措置状況一覧（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
152	第３ 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 （１）固定資産管理 ⑤ 固定資産の現物確認手続について 【意見14】 <u>備品の現物に、管理シールの貼付が望まれる。</u> 備品の現物に管理シールが貼付されていないため、監査人が現物確認に時間を要する事例があった。特に、複数の同一名の備品がある場合に困難となる。 現物管理の有効性の観点から、備品の現物に管理シールを貼付することを検討されたい。なお、管理シールの貼付は、過去の除却処理漏れの発見にも大いに貢献するものと考えられる。	企業出納課	措置済	令和4年度に管理シールを作成し、備品の現物に管理シールを貼付しました。	令和5年1月31日現在
158	第３ 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 （３）資金管理 ③ 切手の管理について 【意見15】 <u>保有する切手の種類及び枚数は、必要最小限とすることが望ましい。</u> 下水道事業課では、使用頻度の低い切手を多数保有している。使用頻度を勘案して切手を購入すべきであり、使用頻度が低いにもかかわらず保有し続けている切手については、他の切手と組み合わせて使用する等、有効に活用する方法を検討することが望ましい。	下水道事業課	措置済	当課で保有している切手について、使用頻度の低い切手を他の切手と組み合わせて使用するなど整理を行い、保有枚数、種類の適正化を図りました。	令和5年1月31日現在
161	第３ 包括外部監査の結果及び意見 7 人事管理 （２）結果及び意見 【意見16】 <u>着実な技術承継を可能とするためには、長期的な視点からの人材確保・育成戦略を策定することが望ましい。</u> 奈良市企業局が発足してからの6年間で、総人員数は215名から154名へと、61名（約3割）減少している。人員数の減少自体は、人件費の削減効果や行政のスリム化につながり、一見、好ましいことのように思える。しかし、今後は労働者人口の減少に伴って人材の確保が困難になることが見込まれる上、奈良市企業局の技術職の人員構成は若年層が極端に少ない。さらに、ボリュームゾーンである50歳以上55歳未満の技術職員が今後10年以内に定年を迎えることが想定されるため、着実な技術承継を可能とするためには、長期的な視点からの人材確保・育成戦略が必要と考えられる。	企業総務課	措置済	想定外の早期退職者の発生等により、平成26年度から6年間で61名と大幅に減少しております。人材確保については、5年ごとに見直しを実施している「定員適正化計画」を基に、市長部局において一元的に採用を実施していますので、必要な職員数を精査の上、市長部局へ職員の採用要望を行っています。特に若手職員の採用については、採用要望を強く行いました。 また、職員の育成については、限られた人材での技術継承及び変化する環境に対応できる職員の育成を目的に、技術継承研修のほか、簿記研修やPC操作研修等を実施しています。	令和3年9月30日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「意見」の措置状況一覧（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
161	第3 包括外部監査の結果及び意見 7 人事管理 (2) 結果及び意見 【意見17】 奈良市職員と奈良市企業局職員との間で、重複する特殊勤務手当の取扱いが相違しているが、<u>取扱いを統一することが望ましい。</u> 奈良市の職員に対する「奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例」（平成18年奈良市条例第17号。以下「市の条例」という。）及び奈良市企業局職員に対する「奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」（昭和41年奈良市条例第30号）において、特殊勤務手当については以下のようにほぼ同じ内容で定められている。 (表省略) しかしながら、手当の重複支給の禁止については、市の条例第20条では「道路舗装等作業手当」と「災害復旧等業務手当」の重複のみが規定されているところ、奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）第20条別表第5備考3では、全ての特殊勤務手当につき重複支給は行わない旨が規定されている。つまり、奈良市では、重複支給の禁止を一部に限定している一方、奈良市企業局では全面的に禁止しており、両者の取扱いが異なっている。 (表省略) すなわち、奈良市では、作業内容、特殊性が重なり重複支給が発生する可能性のある手当のみ禁止する条例を定め、実質的に重複支給が発生しない制度を採用していると解される。しかし、奈良市企業局は、実質的に作業内容、特殊性が重ならない手当についても重複支給を禁止しており、両者の取扱いが異なる。取扱いの統一について検討が望まれる。	企業総務課	措置済	令和3年4月1日付けで特殊勤務手当の種類を「現場処理作業手当」「災害復旧業務手当」「有害物等取扱業務手当」の3種類から、「応急処理等作業手当」「下水処理作業手当」「動物死体処理作業手当」「災害復旧等業務手当」「有害物等取扱業務手当」の5種類へと細分化及び整理を行い、奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程を改正しました。 あわせて、重複支給の取扱いについても、以前の3種類全ての重複支給禁止から、奈良市と同様に作業内容、特殊性が重なる可能性のある手当のみ重複支給禁止としました。具体的には、「応急処理等作業手当」又は「下水処理作業手当」と「災害復旧等業務手当」との重複支給を禁止としました。	令和3年9月30日現在
165	第3 包括外部監査の結果及び意見 8 業務継続計画（BCP） (3) 結果及び意見 【意見18】 <u>奈良市企業局として、業務継続計画（BCP）を作成し運用することが望ましい。</u> 前述のとおり企業局には、下水道事業の業務継続計画（BCP）は策定されているものの、水道事業の業務継続計画（BCP）は策定されていない。実質的な運用はなされているとしても、今一度事業の特性に応じて再検討すべき点がないかを確認し、奈良市企業局として業務継続計画（BCP）を策定することが望まれる。	共同事務推進課	措置済	令和3年度に調査し、令和4年9月27日に奈良市水道事業業務継続計画（BCP）を策定しました。	令和5年1月31日現在
165	第3 包括外部監査の結果及び意見 8 業務継続計画（BCP） (3) 結果及び意見 【意見19】 <u>奈良市企業局職員について、避難訓練の参加の有無を管理していない。訓練の参加の履歴を管理することが望ましい。</u> 奈良市の業務継続計画には、今後の取組として、“自主防災組織の訓練や防災イベントに積極的に参加することを促進していく”と掲げているが、奈良市企業局の避難訓練の実施者について、履歴を記録として残しておらず、どの職員が既に訓練を受けているのか、明確に判断することができない。 異常気象等が騒がれる昨今、訓練の実施は奈良市企業局としても重要な事項である。また他県他市に救援に向かうことも十分に考えられる。奈良市企業局における訓練対象者が全て訓練に参加したか否かを適切に管理することが望ましい。	共同事務推進課	措置済	避難訓練の参加者の履歴を管理するため、調査を実施し、平成27年度以降に実施された、大津市との応急給水技術合同訓練の参加者及び日本水道協会の防災訓練の視察者のリストを作成しました。今後もリストを活用し、訓練参加者の管理に努めます。	令和3年9月30日現在